

岡崎市まちなみ修景補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号。以下「条例」という。）第50条第3項の規定に基づく岡崎市まちなみ修景補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、条例第11条の3第2項第2号に規定する眺望景観保全地域（以下「保全地域」という。）、条例第11条の3第2項第3号に規定する特別地域（以下「特別地域」という。）及び条例第12条第1項第1号に規定する景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）において、景観まちづくりに特に寄与していると認められる建築行為等を行うとしようとする所有者又は管理者（国の機関又は地方公共団体その他市長がこれに類する者と認めるものを除く。以下「行為者」という。）とする。

2 行為者が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この項において「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体である場合には、補助金の交付はしない。

(補助対象行為)

第4条 補助金の交付の対象となる行為は、保全地域、特別地域及び重点地区内の良好な景観形成に必要な行為であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特別地域内で行う建築行為等について、眺望の保全のために必要と認められる測量
- (2) 保全地域及び重点地区のうち別表第1に掲げる区域の建築物（景観法第19条第1項の規定による景観重要建造物を除く。）の外観に係る修理・修景のうち、市長が別に定める景観配慮指針（次号において「配慮指針」という。）に適合し、良好な景観形成に寄与すると認められるもの
- (3) 保全地域及び重点地区のうち別表第1に掲げる区域の工作物（景観法第19条第1項の規定による景観重要建造物を除く。）の外観に係る修理・修景のうち、配慮指針に適合し、良好な景観形成に寄与すると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に良好な景観形成に寄与すると認める行為

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項各号に規定する行為の実施に要する

経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工事費
- (2) 設計及び工事監理費（測量及び試験費を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に補助の対象とする必要があると認める経費

（補助金の交付）

第5条 第4条第1項第1号の規定に該当する行為に係る補助金は、同一の敷地について、予算の範囲内において、1回に限り交付するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 第4条第1項第2号から第4号までの規定に該当する行為に係る補助金は、同一の敷地内の建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）について、予算の範囲内において、1会計年度につき1回交付するものとする。
- 3 第4条第1項第2号から第4号までの規定に該当する行為に係る補助金の総額は、その最初の交付の日の属する会計年度から起算して10会計年度までの間は、同一の敷地内の建築物等につき200万円を超えることができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 補助金の額は、別表第2左欄に掲げる行為の区分に応じ、当該行為に係る経費に同表中欄に定める割合を乗じて得た額（当該額が同表右欄に定める限度額を超えるときは、当該限度額）とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 5 補助金の交付の対象となる行為が、この要綱による補助金以外の補助金（これに類するものを含む。）の交付を受けるときは、この要綱による補助金の交付はしない。

（事前相談）

第6条 補助金の交付を受けようとする行為者は、補助金の交付申請をする前に市長と事前相談を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 第4条第1項第1号の規定に該当する行為に係る補助金の交付を受けようとする行為者は、規則第5条の規定に基づき、様式第1－1号による市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 仕様書
- (3) 見積書の写し
- (4) 現況写真
- (5) 市費補助金申請に係る消費税仕入税額控除確認書（消費税額を含めて申請する場合に限る。）
- (6) 所有者の同意書（所有者以外が申請する場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 第4条第1項第2号から第4号までの規定に該当する行為に係る補助金の交付を受けようとする行為者は、規則第5条の規定に基づき、様式第1－2号に

よる市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 設計図書（図面及び仕様書）
- (3) 見積書の写し
- (4) 現況写真
- (5) 市費補助金申請に係る消費税仕入税額控除確認書（消費税額を含めて申請する場合に限る。）
- (6) 所有者の同意書（所有者以外が申請する場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助金の交付申請をするにあたって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する申請は補助事業に着手する日より前、かつ、補助対象行為を行う年度の12月28日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに行わなければならない。

（交付決定の通知）

第8条 補助金の交付決定の通知は、規則第7条の規定に基づき、様式第2号による岡崎市まちなみ修景補助金交付決定通知書により行うものとする。

（行為内容の変更）

第9条 補助金の交付の決定を受けた行為者は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた後において、補助金の交付の決定を受けた行為（以下「補助対象行為」という。）の内容の変更をするときは、あらかじめ、様式第3号による岡崎市まちなみ修景補助対象行為内容変更承認申請書に当該変更に係る行為の内容を記載した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認の通知は、様式第4号による岡崎市まちなみ修景補助対象行為変更承認通知書により行うものとする。

（行為の中止又は廃止）

第10条 補助金の交付の決定を受けた行為者は、補助対象行為を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第5号による岡崎市まちなみ修景補助対象行為中止・廃止承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認の通知は、様式第6号による岡崎市まちなみ修景補助対象行為中止・廃止承認通知書により行うものとする。

（事故の報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた行為者は、補助対象行為が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象行為の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

い。

（補助金の実績報告）

第12条 第4条第1項第1号の規定に該当する補助対象行為を行った者は、規則第10条の規定に基づき、様式第7-1号による市費補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助対象行為が完了した日以後1月以内の日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。なお、提出した測量成果は市に帰属するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 別表第3に掲げる測量成果品一式
- (5) 建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第1項第2号から第4号までの規定に該当する補助対象行為を行った者は、規則第10条の規定に基づき、様式第7-2号による市費補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助対象行為が完了した日以後1月以内の日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 補助対象行為に係る写真その他行為の状況を示す資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額確定の通知）

第13条 補助金の交付額確定の通知は、規則第11条の規定に基づき、様式第8号による岡崎市まちなみ修景補助金交付額確定通知書により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条に規定する確定を受けた行為者（以下、「交付決定受理者」という。）は、同条に規定する確定を受けた日から起算して30日を経過する日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに請求書を市長へ提出しなければならない。

2 補助金の支出は、前項の規定に基づく交付決定受理者からの請求により交付する。

（交付決定取消しの通知）

第15条 補助金の交付決定取消しの通知は、規則第13条の規定に基づき、様式第9号による岡崎市まちなみ修景補助金交付決定取消通知書により交付決定受理者に対し通知するものとする。

（検査等）

第16条 市長は、行為者に対し、補助対象行為に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

（財産の管理及び処分）

第17条 補助対象行為により取得し、又は効用の増加した財産は、保全に支障を来さないよう事業完了後においても善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 補助対象行為により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けて処分する、又はこの補助金の交付の目的に合致しないような著しい改修を行った場合には、市長は、補助金の交付を受けた行為者に対し、その交付した補助金の全額又は一部に相当する額を返還すべきことを命ずることができる。

(成果の発表)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、行為者に補助対象行為の成果を発表させることができる。

2 行為者は、市長が補助対象行為の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（補助対象区域）

保全地域	区域
大樹寺から岡崎城天守を望む保全地域	近景保全区域のうち眺望点から望見できる範囲
重点地区	区域
八丁地区	八帖町字往還通 96 番 1 地先から八帖町字往還通 45 番地先までの市道中岡崎 8 号線、八帖町字大通 36 番 4 地先から八帖町字往還通 45 番地先までの市道八帖大通 1 号線又は八帖町字大通 44 番 27 地先から八帖町字往還通 69 番 1 地先までの市道八帖大通 2 号線から望見できる範囲
藤川地区	市場町字余田 82 番地先から藤川町字境松 14 番地先までの県道市場福岡線、市道藤川北荒古 6 号線、市場町字東町 51 番 2 地先から市場町字東町 49 番地先までの市道市場 8 号線又は市場町字馬面 5 番 5 地先から市場町字東町 49 番地先までの法定外道路から望見できる範囲

別表第 2（岡崎市まちなみ修景補助金の割合）

補助対象行為	補助割合	限度額
第 4 条第 1 項第 1 号の行為	2 分の 1	30 万円
第 4 条第 1 項第 2 号の行為	2 分の 1	100 万円
第 4 条第 1 項第 3 号の行為	2 分の 1	30 万円
第 4 条第 1 項第 4 号の行為	2 分の 1	30 万円

備考

- 1 補助対象行為が 2 以上ある場合で、これらの補助金を合算した額が 1 会計年度につき 100 万円を超えるときは、100 万円とする。

別表第 3（測量成果品一式）

項目	測量成果品	備考
	特別地域を示す平面図	該当する場合
	基準面を示す立面図	
測量準備	測量機器検定証明書（写）	
補助基準点測量	基準点観測手簿	
	点の記	
	基準点成果簿	該当する場合
境界測量	境界測量観測手簿	該当する場合
	境界測量計算書	該当する場合
	境界点成果簿	該当する場合
仮杭設置	用地境界仮杭設置場所表示図	該当する場合
	用地境界仮杭座標値一覧表	該当する場合
	境界測量精度管理表	該当する場合
面積計算	面積計算表	該当する場合